

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成 25 年 6 月 28 日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）別表第 11 に掲げる免許職種

2 試験の科目

学科試験（指導方法）

区分	科目
全科目共通	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者

イ 長期課程の指導員訓練（法附則第 2 条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和 33 年法律第 133 号。以下「旧法」という。）第 7 条第 2 項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が 4 年であるものを含む。）を修了した者で、その後当該免許職種に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの

ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後 1 年以上の実務の経験を有するもの

エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練（旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。）を修了した者で、その後 2 年以上の実務の経験を有するもの

オ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が 700 時

- 間以上のものを修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの
- ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの
- ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの
- コ 学校教育法による専修学校又は各種学校（修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと若しくは中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年（専修学校の専門課程において修業年限が2年のものを修めて卒業した者にあつては3年、修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあつては2年、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあつては3年）以上の実務の経験を有するもの
- サ 免許職種に関し、8年以上の実務の経験を有する者
- シ 厚生労働大臣が別に定めるところによりイからサまでに掲げる者と同

等以上の実務の経験を有すると認められる者

ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同
等以上の能力を有すると認められる者

(2) 規則第 46 条の規定により、実技試験及び学科試験（関連学科）の免除
を受けることができる者であること。

(3) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過
しない者

4 試験の期日及び場所

平成 25 年 9 月 6 日（金曜日）

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新行政棟 11 階 112 号会議室

5 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履歴書（市販の用紙を使用し、写真を貼り付けること。写真は申請前
6 か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもので、縦 4 センチメートル、
横 3 センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。）

ウ 3 の(3)のアに該当しないことを証する書面

エ 受験資格を証する書面

オ 試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格に該当すること
を証する書面

(2) 受験手数料

3,100 円（学科試験）

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんので御注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（新行政棟 2 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

(4) 受験申請書類の提出期間

平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）から同月 31 日（水曜日）までとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7 月 31 日の消印のあるものまで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を審査し、受験資格を認めたときは、後日受験票を本人に送付します。

6 合格発表

合格者の受験番号を平成 25 年 10 月 7 日（月曜日）に佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載するとともに、受験者には合否の通知を行い、合格者については合格証書を郵送します。

7 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参の上、直接開示場所へおいでください。

なお、電話での開示請求はできませんので御注意ください。

開示請求を することが できる人	開示する内容	開示請求をすることができる 期間	開示請求をす ることができ る場所
受験者本人 のみ	学科試験得点 (科目別得点 を含む。)	合格発表の日から1か月間(土 曜日、日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除 き、午前8時30分から午後5 時15分まで)	農林水産商工 本部雇用労働 課

8 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、以下の場所において配布します。

ア 佐賀県農林水産商工本部雇用労働課

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7310

イ 佐賀県立産業技術学院

多久市多久町7183-1

電話番号 0952-74-4330

ウ 佐賀県職業能力開発協会

佐賀市成章町1-15

電話番号 0952-24-6408

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル、横24センチメートル程度))を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当(電話番号0952-25-7310)に問い合わせてください。